

令和3年9月9日

保護者の皆様

大津市福祉子ども部
幼保支援課

新型コロナウイルス感染症『緊急事態宣言』の発令期間延長に伴う
保育園・認定こども園等の利用についてお願い

平素は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の発令に伴う保育園・認定こども園等の対応といたしまして、開所を継続する中で、家庭保育へのご協力をお願いしておりますが、緊急事態宣言の発令期間延長を踏まえ、家庭での保育が可能なご家庭におかれましては、引き続き、家庭保育による感染防止へのご協力をお願いいたします。

つきましては、緊急事態宣言の発令開始時にお願いした事項を、改めてお伝えします。

まず、家庭保育の協力は強制するものではありませんので、無理のない範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

ただし、これまでと同様に、各自において衛生面に注意いただくとともに、園児の健康と安全を最優先に考え、園児及び送迎の保護者に発熱や風邪の症状がみられるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、各園へ連絡のうえ、登園及び症状がみられる方の送迎を控えていただくようお願いいたします。園児や家族が医療機関を受診された場合は、その結果について、また、濃厚接触者として特定される可能性がある場合においても、各園への連絡をお願いいたします。

なお、家庭保育にご協力いただいた場合には、登園日数に応じて保育料を日割り計算させていただきます。

○ 緊急事態宣言期間 令和3年8月27日～9月30日

○ 家庭保育協力期間 令和3年8月27日～9月30日

【問合せ先】

○家庭保育協力に関すること
大津市福祉子ども部幼保支援課

電話 077-528-2806

○保育料に関すること

大津市福祉子ども部保育幼稚園課

電話 077-528-2746